

# 令和2年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊大湊地方総監部・八戸航空基地

開催日及び場所	令和2年12月3日(木) 仙台第3合同庁舎2階大会議室
委員	委員長:伊東満彦(弁護士) 委員長代理:石綿はる美(大学院准教授) 委員:梶川伸哉(大学教授) 委員:高橋雄一郎(公認会計士・税理士) 委員:棚橋則子(大学講師)

## I 防衛省発注機関が締結する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
審議対象件数	37件(大湊31件、八戸6件)	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	2件(3契約)	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議
一般競争契約	2件(3契約)	
指名競争契約	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>一般競争契約(政府調達協定対象外)</b>  <b>【抽出案件】</b> <b>1 ①下北海洋観測所局舎屋根改修工事(大湊地方総監部)</b> <b>②大湊地方総監部5号倉庫屋根改修工事(大湊地方総監部)</b> ・2件とも「屋根改修工事」であり、契約時期も同時期であるにもかかわらず、下北海洋観測所の方が1者応札となった理由は何か。  <b>2 建物番号187屋根防水工事(八戸航空基地)</b> ・4者入札にもかかわらず、落札率が100%となった理由は何か。	・A工務店(建築一式工事D)が入札参加の意思を示したものの、参加資格を建築一式工事C以上としていたことから参加条件を満たすことができず1者となった。 今年度の「下北海洋観測所体育館屋根改修工事」の入札において複数者が入札していることから、応札できる会社が昨年度は他の工事のため応札を見送っただけの可能性がある。  ・積算価格よりも安価であった見積価格を予定価格とした。 業者が見積価格と同価で入札したため、100%になったものと推測される。

		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・部隊の積算と業者見積りの内訳で、金額の差異が大きかった項目は何か。</li> <li>・その項目は他の工事ではどうだったのか。</li> <li>・本件の競争参加資格は、「建築一式」又は「防水工事」であるが、どちらの資格を持った業者の方が入札金額が低い等の傾向はあるのか。</li> </ul> <p><b>(総括)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題なかったように思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差異が大きかった項目は特になく、項目によって積算が安くなったり、見積りが安くなったりしながら、直接工事費では積算が約124万円安くなったが、一般管理費などの共通費では見積りが約198万円安くなり、総額では約74万円見積りが安くなった。</li> <li>・特段傾向的なところはみられず、規則性等はなかった。</li> <li>・入札に参加した業者は両方の資格を有している者が多く、過去の同様な工事の入札結果を見ても有意な差があるとは判断できない。</li> </ul>
2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) ・なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		・なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		・なし	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）			
・該当案件事案なし			

# 令和2年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊大湊地方総監部・八戸航空基地

開催日及び場所	令和2年12月3日(木) 仙台第3合同庁舎2階大会議室
委員	委員長:伊東満彦(弁護士) 委員長代理:石綿はる美(大学院准教授) 委員:梶川伸哉(大学教授) 委員:高橋雄一郎(公認会計士・税理士) 委員:棚橋則子(大学講師)

## II 防衛省発注機関が締結する契約(建設工事等を除く。)に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
審議対象件数	2,998件(大湊2,103件、八戸895件)	
1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	総件数 5件	(審議概要) 1 契約状況の説明 2 抽出事案の概要説明 3 抽出事案の審議
一般競争契約	5件	
指名競争契約	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b> <b>1 ボタン電話主装置</b> ・2件に分割した理由は何か。  ・2件の契約内容等の違いは何か  ・昨年度も同件名の契約をしているが、購入計画はどのようになっているのか。	・最初に来た要求の公告を出した1～2日後に2件目の要求が来たことから、1回目の公告を出したあとなので仕方なくもう1回公告を出したが、入札日は同じ日に合わせて実施した。  ・設置場所が異なり、付属品に違いがあることから「外」という表現を用いた。  ・購入計画といえるものは無く、使用可能な限り使用しているのが現状である。当該契約については、著しく老朽化して交換する必要があったので、その都度購入した。 今後、時期、契約内容及び予算などを勘案して可能であれば、複数の部隊分をまとめて購入することについて調整したい。

	<p><b>2 自転車, 軽快車, 26インチ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用品の自転車の購入で1者入札となった理由は何か。</li> <li>・電気製品の購入では家電量販店が落札しているが、本件でホームセンター等の量販店が入札に参加しないのはなぜか。</li> <li>・仕様は適切だったのか。</li> </ul> <p><b>3 生コンクリート 機動施設隊誘導路整備（V期）に伴うコンクリート圧送作業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用品の生コンクリートの購入が1者入札となった理由は何か。</li> <li>・8月末の前後で2件の契約となった理由は何か。</li> <li>・8月30日以降、コンクリート圧送作業の役務が必要となった理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告期間、納期、業者のランク等について問題はなかったと考える。 過去の入札には5者、3者と入札していたが、入札した業者に勝ち目がないと他社が判断したものと考える。</li> <li>・ホームセンターとの契約実績はなく、入札に参加したこともない。 自転車に限らず自衛隊を取引相手として考えていないのではないかと考える。</li> <li>・29年度についてはノーパンクタイヤであったが、それ以外は26インチ、かご付き、3段変速以外の特異な仕様はない。</li> <li>・入札業者は八戸航空基地近傍にコンクリート工場を保有している。コンクリートは製造所から1.5時間以内に納入する必要があるが、対応できる業者がいくつもないことから1者入札となったと考える。</li> <li>・誘導路の舗装は直線と曲線の2つの部分に分かれており、直線部分は舗装機材により、曲線部分は人力打設によりそれぞれ実施する。 6月に舗装機材によるコンクリート舗装、10月に人力打設によるコンクリート舗装を計画し、施工時期と規格に相違があったことから2件とした。</li> <li>・8月30日以降、人力打設による湾曲及び狭隘部のコンクリート舗装実施のため、ポンプ車による圧送が必要となった。</li> </ul>
--	---	--

		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>4 管制塔及びG C A用無線空中線の交換</b> ・再公告案件となった理由は何か。  ・再公告にあたり変更した内容はあるのか。  ・低落札率となった理由は何か。  <b>(総括)</b> ・特に問題なかったように思う。 4件目で再入札案件があったが、価格設定に幅があり、こういったケースについては慎重に、特に低入札であるため、落札時に業者の見積りをチェックした方がいいと思った。	・2者から見積りを徴取し、安価の方を用いて予定価格を作成したが、その後見積りに計上漏れが判明し、入札額が大幅に増加した。  ・再公告にあたり特段変更した内容はなく、1回目の入札時の最安値を2回目の予定価格とした。  ・2回目の入札の前日に、入札業者が現場確認に来て入札書を提出したところ、その金額で落札したため、大幅な落比が発生した。	
	2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) ・なし	
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	・なし	・なし	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	・なし	
3. 再苦情処理 (再説明請求回答)			
・該当案件事案なし			

## 令和2年度 入札監視委員会議事概要

東北防衛局

開催日及び場所	令和2年12月3日（木）仙台第3合同庁舎2階大会議室
委員	委員長：伊東 満彦（弁護士） 委員長代理：石綿 はる美（大学院准教授） 委員：梶川 伸哉（大学教授） 委員：高橋 雄一郎（公認会計士・税理士） 委員：棚橋 則子（大学講師）

### II 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日 ～ 令和2年3月31日	
審議対象件数	43件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	3件（6契約）	（審議概要） 1 契約状況の説明 2 抽出案件の概要説明 3 抽出案件の審議
一般競争	3件（6契約）	
指名競争	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問  ○それに対する回答等	<b>【抽出案件】</b> ○一般競争契約（政府調達協定対象外）  1 令和元年度東北防衛局OAネットワーク・システムのデータ移行支援役務  ・データ移行支援とはどのような業務なのか。  ・1者入札となったのはどのような理由なのか。  ・落札率が100%であるが、予定価格はどのように作成したのか。  ・システム本体の換装を落札した業者が本件の契約業者となっているのか。	・従来使用していたOAネットワーク・システムの換装に伴い、個人端末やサーバ等にあるデータを換装後のシステムに移行させるものである。  ・OAネットワーク・システムの仕様を把握しているシステム本体の契約業者が他の業者と比較して本入札に参加しやすかったものと推察できる。  ・複数の業者から見積りを徴取した上で最低価格を採用した。 高落札率となった理由は、最も低額な見積りを出した業者が、見積りと同額で入札したため高落札率となったものである。  ・同じ業者であるが、公告ではシステム本体の仕様は示しており、本業務はシステム本体の契約業者しかできないものではない。

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・他の地方防衛局も同様の契約をしているのか。</p> <p>・他局分も含めて一括して本省で契約しないのは何故か。</p> <p>・システム本体を納入した業者がデータ移行の役務を行う方が有利性が高い。本体納入とデータ移行は密接した業務であり、民間で同様のことを実施する場合は一括でやると思うが、防衛では内部規則上、システムの換装は中央でやるが、データ移行は各地方でやるしかないということか。</p> <p><b>2 ①複写機(静電式)借上 ②広幅電子複合機借上 ③カラー電子複写複合機借上</b></p> <p>・3件の契約の同一業者が落札し、落札率は42.39%から64.59%と低い、その理由は何か。</p> <p>・予定価格はどのように作成したのか。</p> <p>・本年は契約期間が5年となっているが、その根拠は何か。</p> <p>・契約には定期的な保守作業や消耗品等は含まれているのか。</p>	<p>・令和元年度においては、当局以外では3局で同様の契約をしている。落札率は、84.7%から99.3%であった。</p> <p>・データ移行の業務は役務の調達であるが、中央調達について定めた防衛省の訓令では当該業務が中央調達の対象外となっていることから、地方で契約したものである。</p> <p>・そのとおりである。</p> <p>・契約した業者は、メーカーの努力により低額で機器を調達することができたこと、また、現在使用している機器及び合同庁舎内の他官署にも納入しているため新たな保守要員を確保する必要がなく効率的に業務ができるためとしている。</p> <p>・落札した業者を含め3者から見積りを徴取し、その中で最も安価となる総価採用、当該総価に予定数量を乗じて得た金額で算出した。</p> <p>・国の予算は単年度が原則であるが、例外として複数年度にわたる契約が認められているものがある。コピー機の賃借契約などについては行政コスト縮減の面からも複数年契約が奨励されている。 本件についても単年度契約とした場合、毎年度、機器の据付け・撤去等の費用が掛かることになるため、合理的な複数年で契約している。</p> <p>・保守サービス及びトナー等の消耗品は契約に含まれているが、故障した場合の交換部品は当局の負担となる。</p>

	意見・質問	回答
<p>○ 委員からの意見・質問</p> <p>○ それに対する回答等</p>	<p>・資料によれば、落札した業者は、入札ではモノクロ1枚当たりの単価や機器の月額使用料などを見積よりも3割から6割程度引き下げている。 複写機のリースは価格競争の激しい分野であり、このような低入札となることもあり得るものと思われる。 入札結果で、1者が無効となっているが、その理由は何か。</p> <p><b>3 ①三沢飛行場(元)PCB廃棄物収集運搬及び処分業務(処分)</b> <b>②三沢飛行場(元)PCB廃棄物収集運搬及び処分業務(収集運搬)</b></p> <p>・本役務を実施するには特別な資格等が必要なのか。</p> <p>・予定価格はどのように作成したのか。</p> <p>・落札率が50%以下であるがどのような理由か。</p> <p>・入札結果を見ると収集運搬費で業者間の差が大きいが、それぞれ三沢からどこに運ぶのか。</p> <p><b>(総括)</b> 審議資料に基づき滞りなく審議することができた。引き続き競争性を高める工夫をしてもらいたい。</p>	<p>・入札の際に添付する入札金額の明細書において計算ミスがあり、明細の合計額と入札金額に約150万円の差があったものである。そのため、関係規定の「係数不整合」に該当することとなり無効となったものである。なお、仮にミスがなかったとしても入札結果に変わりはなかった。</p> <p>・本件はPCBを取り扱うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定されている許可・認定を受けている業者でなければならない。また、国との契約ができる「統一資格」で東北地域の競争参加資格も必要である。</p> <p>・3者から見積りを徴取し最も安価なものを採用しているが、その中でも積算が可能な項目については積算によっている。</p> <p>・競争性が強く働いたものと思う。一方、本業務は当局で初めて実施したものであることから予定価格の作成にあたり参考となる取引事例がなかったものであり、今後はこの結果を参考に予定価格の作成方法を検討していきたい。</p> <p>・落札した業者は八戸であるが、他の2者は群馬県と福島県いわき市であり、三沢からは距離がある。</p>



2. 談合情報案件の処理について		
談合情報件数	0 件	(審議概要) ・なし
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	・なし	・なし
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・なし	・なし
3. 再苦情処理（再説明回答）		
・該当案件事案なし		